

評価項目及び基準の考え方(1/2)

No.	評価項目			選定理由	評価方法		費用面との関連	重要度			
	大項目	中項目	細項目		基準	説明		単純	重要度	評価点	
1-1	検討地としての適性	検討地の状況	敷地面積	ある一定以上の面積がないと、施設の動線、配置計画、緑化率等を計画する際に制約を受ける。	3点：有効敷地として3ha以上確保でき、施設配置や動線計画にも支障が無い。 2点：有効敷地として3ha以上確保できるが、形状がいびつ等の理由により、施設配置や動線計画に支障を受ける。 1点：有効敷地として3ha未満しか確保できない。	ゾーンで抽出しているため、ゾーン内で3ha以上の土地が確保できるか否かで判断する。	起伏がある場合、平坦にするための造成費が高くなるが、それは費用比較に含み、ここでは平場の広さの関係から、施設計画に支障があるかないかの観点で評価する。 有効な平坦地を確保するために全体面積を大きくする必要のある土地は費用（土地の購入費）で評価する。→用地費を評価しない場合は、費用面での評価無し。	3	1	3	
1-2			土地の形状（平坦さ、形のいびつさ）	同じ敷地面積でも土地の形がいびつな場合や起伏がある場合は、利用できる面積が少なくなり。施設計画や動線計画に支障がでる。							
2			地盤の状況	軟弱な地盤の場合、地盤沈下や舗装の補修等支障が出る。	3点：地盤沈下の恐れが無い。 2点：地盤沈下は予想されるが年間1cm以内。 1点：地盤沈下が年間1cmより大きい。	沈下に関する基準は無い。環境省報道発表概要概況では年間2cm以上の箇所を示しているが、10年間で20cmの沈下は施設運営に影響ないとは言えないので1cmとした。					液状化については、災害の項目で評価する。 杭や地盤改良の必要性については費用面で評価する。
3-1		法令関係他		用途地域等	中間処理施設を建設する場所が、土地の用途に適合したほうが良い。	3点：工業系地域（または市街化調整区域）の土地である 2点：第2種住居専用地域～商業地域の土地である 1点：上記以外	不適である地域は、比較検討地の選定時点で除外されている。	費用とは別な機器配置のしにくさや維持管理の困難性を評価する。（制約が費用に影響する場合は、費用のほうで評価する）	3	1	3
4-1				用地規制等	生産緑地、農用地区域、鳥獣保護区などは、規制の趣旨から見て本来工場の設置は避けたいほうが良い。	3点：農用地区域を含まず、埋蔵文化財包蔵地でもない。 2点：農用地区域を含み、埋蔵文化財包蔵地だが、工期の延伸が概ね半年以内 1点：農用地区域を含み、工期の延伸が1年以内	評価区域に該当があるものは農用地のみ。				
4-2				埋蔵文化財	埋蔵文化財がある場合、工事を行なうための届出や埋蔵品が出てきた時の扱いなど様々な制約が掛かり、工期が長期間延伸する恐れがある。		重要な埋蔵文化財で工事に相当の支障がある場合は、検討地として除外する。				
5				建築規制	建ぺい率、容積率、高さ制限等の制約によっては、例えば維持管理スペースが十分に確保できないなどの支障がある。	3点：施設計画、特段の支障が無い。 2点：多少制約はあるが、特に問題とはならない。 1点：施設計画、制約を受ける。					
6				災害の危険性	災害の危険性の少ない土地が望ましい。（土砂災害等危険区域、液状化危険地区、洪水履歴）	3点：当該危険地域に該当しない。 2点：該当するが費用をかけることにより危険回避が可能。 1点：費用をかけても多少の障害が予想される。	費用をかけても不安がある土地については、検討地から除外。				
7	航空規制（煙突高さ）等			航空規制により煙突の高さが制限された場合、環境影響をより少なくするという選択肢が制約される。	3点：高さ制限がない。あっても100m以上の煙突設置可能。 2点：高さ制限はあるが、60m以上の煙突設置が可能。 1点：高さ制限により60m未満の煙突しか立てられない。	100m：一般に高いと思われる高さ。 60m：現行施設（59m）の高さ。 （最終的にはアセスメントで評価される）					
8	インフラの整備状況			道路、電気、電話、水道、下水道、排水路、ガス等が整備されていることが望ましい。	3点：敷地周辺に道路、電気、水道、下水道、排水路が全て整備 2点：1点、3点以外 1点：敷地周辺に道路、電気、水道、下水道、排水路が全て未整備	電気は特高の受送電を対象とする。 敷地周辺とは、敷地から概ね100m以内とする。	建設スケジュールや施工のし易さ等の観点からの評価とする。				
10-1	環境影響評価面①	自然環境	生物多様性	動植物貴重種等	貴重な生き物（希少種、貴重な植物群落等）の生息地は避ける	3点：貴重な生き物は、現在、いない 2点：貴重な生き物がある（市町村の調査による。国、県レッドデータブックに記載なし） 1点：国、県レッドデータブックに記載のある動植物が生息		3	1	3	
10-2				生態系ネットワークの保全	崖沿いの緑、里山、里沼、谷津田などの多様な生物を育む生態系の保全に支障がないことが望ましい	3点：生態系ネットワークに支障ない 2点：生態系ネットワークにやや支障がある 1点：生態系ネットワークを阻害、中断し、影響が大きい					
10-3				生物の種類が多い生息地	猛禽類などの高次消費者の生息するまとまった森林、草原、水辺などは避けることが望ましい	3点：猛禽類など高次消費者の営巣地、餌場ではない 2点：猛禽類など高次消費者の餌場の可能性がある 1点：猛禽類など高次消費者の営巣地、餌場である					
10-4				里山景観	里山景観地(田んぼ、畑、草原、樹林地等)として重要な要素を阻害しないことが望ましい	3点：里山景観地の構成要素を阻害しない 2点：里山景観地の構成要素への影響がある 1点：里山景観地の構成要素への影響が著しく大きい					
10-5				水源涵養・湧水保全	水源の涵養、湧水や地下水脈の保全に影響のない場所が望ましい	3点：水源、湧水の保全についての影響はない 2点：水源、湧水の保全についての影響がある 1点：水源涵養を阻害し、湧水地を破壊するなどの影響がある					
11	環境影響評価面②	社会環境		地球環境	温暖化防止の観点から、CO2等の発生が少ないほうが良い。	3点：現行の収集運搬距離より2割以上削減される。 2点：現状の収集運搬距離と同程度。 1点：現状の収集運搬距離よりも2割程度増加する。	車両の走行による地球温暖化ガスの発生量を総収集運搬距離で評価する。	3	2	6	
12				周辺の住宅等の密集度	住宅から離れているほうが望ましい。	3点：300m以内に住宅が無い。 2点：100m以内に住宅が無い。 1点：100m以内に住宅がある。	住宅の数で評価する場合は各基準の戸数を決定する必要があるが、困難と考えて本基準とした。				
13				学校等からの距離	千葉県基準：学校、保育所、病院、診療所、図書館または特別養護老人ホームから100m以内の土地は避けることが望ましい。	3点：300m以内に千葉県基準対象物及び公園が無い。 2点：100m以内に千葉県基準対象物が無い。 1点：100m以内に千葉県基準対象物がある。	300m以内は、「計画標準案（建設省、昭和35年）：付近300m以内に学校、病院、住宅群または公園が無いこと」による。				
14				現有道路の混雑度	検討地周辺現有道路に対して、渋滞を引き起こす等の悪影響を及ぼさないか。	3点：現在渋滞はなく、清掃車による交通事情悪化も無い。 2点：清掃車両の割合は大きくなるが、交通事情悪化は無い。 1点：既に渋滞があるか、清掃車両による渋滞が懸念される。	2点の評価（清掃車以外の車両の利用は無く目立つこととなるが、交通渋滞等はない）について、どう考えるか。				渋滞による収集運搬効率の悪化については費用面で評価する（収集運搬距離が短くても時間が寄りかかると判断される場合には考慮する）。
15-1				交通安全性	歩行者の安全性の確保	通学路を搬入道路として利用することはできるだけ避け、歩行者等の安全がより高く確保されることが望ましい	3点：大型車の通行に支障が無く、通学路に指定されておらず、歩道も整備されている。 2点：大型車の通行に支障が無い。 1点：大型車の通行に支障がある。				清掃車の通行に支障があり、道路を拡幅しなければならない場合や新設する場合は、設置後の状況で判断する。ただし、費用面や工期の面でマイナス評価とする。
15-3	接道状況	将来、清掃車（大型車を含む）の通行に問題なく、施設の出入りに支障が無いほうが良い									
16	リサイクルプラザ		余熱利用	余熱利用先があったほうが、余熱の有効利用や便利施設等の計画上の選択肢が広がる。 余熱の有効利用は地球温暖化防止にもつながる。	3点：地域冷暖房及びプール等の余熱利用先がある。 2点：地域冷暖房またはプール等の余熱利用先がある。 1点：発電以外の利用先が無い。		3	3	9		
17			リサイクルプラザ	駅から近いなど、プラザ機能を住民が利用しやすいほうが良い。	3点：全地域の中心に近くあり、公共交通機関の利用が容易。 2点：公共交通機関の利用が容易。 1点：全地域の端にあり、車以外での利用が困難。						
								60	—	75	

要検討項目

18-1	経済性	建設費	造成面	起伏のある土地の整地費用等。	3点：現状より1割程度以上安価となる。 2点：現状程度。 1点：現状より1割程度以上高価となる。	施設を25年稼働したときの総費用（建設費＋運転・維持管理費）と比較する。 建設費：左記項目＋焼却施設本体 運転・維持管理費：収集費用（許可分を含む）
18-2			インフラ整備面	電気、電話、水道、道路、排水路の整備費用等。		
18-3			施設本体	地盤改良費や杭基礎の費用等。		
18-4			余熱利用施設	整備費用。		
18-5			運転・維持管理費 (収集・運搬費)	収集運搬		
19	用地取得		用地取得の可能性について評価する。	3点：既に取得済み。 2点：取得できる見込みがある。 1点：不明。		

評価対象外項目

20	まちづくり計画等	不適である地域は、各市町村における比較検討地の選定時点で除外されている。	
21	他市との距離	どの比較検討地も、印西地区外の市町村からの距離は離れており、比較の必要がない。	
22	住民合意形成	住民合意形成については検討地選定の条件はしておらず、判定不能。	
23	建設スケジュール	用地取得や住民合意形成が最も大きく影響するが、住民合意は現時点では、評価できない。	
24	用地費	現用地以外は新たに購入が必要。現用地の売却費が不明。購入時期より、売却時期のほうが遅れる。	現用地の場合：新たな費用負担は無く土地の財産が残る。 他用地の場合：①現用地より安価な場合は、新用地の土地の財産が残り、余剰金の返却がある。（現用地と同じ）②現用地より高価な場合は、持ち出しはあるが、新用地の財産が残る。
25	各構成市町村負担金	費用と同じ評価となる。または二次評価で考慮する。	
26	景観への配慮・駅からの距離	具体的に評価する方法が不明。	人が多いところを配慮すべきとすると、項目12と同じ評価となる。どんな所でも、景観への配慮は必要。